

県産農林水産物を活用した食品加工開発チャレンジ支援業務 仕様書

1 目的

県産農林水産物を活用した新たな食品加工品開発の推進を図るため、意欲的な県内食品製造事業者に対して、専門家による助言・指導、試食品評会による評価、県外百貨店でのテストマーケティング、メディアを通じた商品プロモーションに取り組み、ヒット商品の創出を支援する。

2 委託業務名

県産農林水産物を活用した食品加工開発チャレンジ支援業務

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月18日（木）まで

4 委託業務の内容

(1) 食品加工開発に係る経費補助対象事業者の選定

発注者が「令和8年度食品加工開発チャレンジ支援補助金公募要領」に従い公募し、応募のあった新商品開発に取り組む県内事業者の中から、審査会を実施し、予算の範囲内で8件程度を目安に採択事業者を選定すること。なお、審査会の実施に当たっては、発注者と協議のうえ審査員の選定及び審査要領等を作成すること。

(2) 対象事業者への商品開発専門家等によるアドバイス

対象事業者に対し、商品開発企画案のヒット商品化の実現に向けた商品デザインやコンセプト、ネーミング、商品の風味、食材活用方法等に関するアドバイスを実施すること。

アドバイスに当たっては、必要となる知見を有するアドバイザーとして、商品ブランディング専門家、首都圏百貨店等バイヤー、高級飲食店シェフ各1名以上を選定・調整すること。また、アドバイス日程を発注者及び対象事業者と調整の上、商品ブランディング専門家は3回以上、その他の専門家は各1回以上、対象事業者へのアドバイスを来県の上実施し、指導後は、アドバイスの内容を資料にまとめ、対象事業者へのフィードバックを行うこと。

また、上記(1)の審査会で選定されなかった事業者のうち、ヒット商品となる可能性のある企画を提案した者についても、来県時にアドバイスを行うこと。

(3) 開発商品の試作品に係る試食品評会の実施

商品ブランディング専門家、首都圏百貨店等バイヤー、高級飲食店シェフ等を品評員として選定・調整し、上記(2)のアドバイスにより開発した商品の試作品に係る試食品評会を東京都内において1回実施すること。品評員は、過去にヒット商品の創出に関わった実績のある者を発注者との協議のうえ選定すること。

(4) 首都圏及び西日本の百貨店でのテストマーケティングの実施

上記(3)の試食品評会で得た評価をもとに、対象事業者がブラッシュアップして開発した商品について、首都圏及び西日本の百貨店各1店舗においてテストマーケティングを実施することとし、店舗の調整や当日の展示装飾等、実施に必要な業務を行うこと。

(5) 大手食メディアとのタイアップによる商品プロモーションの実施

対象事業者が開発した商品について、大手食メディアとタイアップし、WebやSNS等を活用しての商品プロモーションを実施することとし、プロモーションに必要な調整・記事作成を行うこと。大手食メディアについては、過去にヒット商品の創出に関わった実績のあるメディアを発注者との協議のうえ選定すること。

(6) 実績報告書の提出

業務終了後、本事業で行った業務内容を取りまとめた実績報告書を作成・提出すること。

5 その他

- (1) 実施に係る旅費は全て本業務に含むものとする（県職員の旅費は除く）。
- (2) 業務の実施にあたっては、逐次、進捗状況を報告するなど発注者と十分な連絡調整を図りながら行うものとする。
- (3) 仕様書に明示がない事項及び疑義が生じた場合は、発注者との協議により決定するものとする。